

一般社団法人 江東ウイズ
定 款

平成 24 年 6 月 26 日 作成
平成 24 年 7 月 2 日 公証人認証
平成 24 年 7 月 2 日 成立

定款 一般社団法人 江東ウィズ

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人江東ウィズと称する。

(事務所の所在地)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都江東区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、活動の主人公は障害のある人自身であるにとらえ、現在および将来にわたり、地域の中で豊かに暮らすことを目的とし、この目的を達成するために、次の事業を行う。

- ①障害のある子どもたちの放課後など学校外活動を通して発達保障する事業
- ②学校卒業後の余暇を有意義に過ごすために、地域活動の場を保障する事業
- ③障害児・者本人、および家族への各種支援事業
- ④地域の人たちとの交流活動を通して青少年の健全育成に寄与する事業
- ⑤障害のある人たちのゆたかな地域生活を支える人材を育成する事業
- ⑥児童福祉法に基づく児童発達支援及び放課後等デイサービス事業
- ⑦児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- ⑧障害者自立支援法及び障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
- ⑨前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(機関の設置)

第5条 当法人は、理事会及び監事を置く。

第2章 会員

(種別)

第6条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という)上の社員とし、以下単に「社員」という。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 当法人の目的に賛同し、協力する個人または団体

(入会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、当法人所定の様式による申し込みをし、理事長の承認を得るものとする。

(入会金及び会費)

第8条 正会員及び賛助会員（以下「会員」という）は、社員総会において別に定める年会費及び登録料(以下「会費等」という)を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、理事会が定める退会届を提出することにより、任意に、いつでも退会することができる。

2. 前項の場合のほか、会員は次に掲げる事由により退会する。

- (1) 総社員の同意
- (2) 死亡又は解散
- (3) 除名

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会の特別決議に基づき、これを除名することができる。

- (1) 当法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を毀損し、または当法人の目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2. 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通告するとともに、理事会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

3. 第1項の手続きにより除名が決議されたときは、理事長は、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第11条 前条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して1年以上なされなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、または解散したとき。

2. 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

(会員名簿)

第12条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した名簿を作成し、これを主たる事務所に備え置く。

第3章 社員総会

(社員総会)

第13条 当法人の社員総会は、社員をもって構成し、定時総会及び臨時総会とする。定時総会は、毎事業年度終了後3カ月以内にこれを開催する。

2. 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求があった場合
- (2) 社員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事および監事の選任または解任
- (3) 理事および監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散および残余財産の処分
- (7) 重要な財産の処分の承認
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(招集)

第15条 社員総会は、理事長がこれを招集するものとする。社員総会の招集は、理事会で決する。

2. 第13条第2項第1号もしくは第2号の請求があった場合は、理事長は速やかに会議を招集しなければならない。

(招集通知)

第16条 社員総会を招集するときには、会日より7日前までに社員に対して、その通知を発するものとする。但し、書面決議等を行う場合は、2週間前までに通知するものとする。

(決議の方法)

第17条 社員総会の決議は、総社員の議決権の3分の1以上が出席し（ただし、前記の出席者数には、「出席者の議決に従う」旨の委任状を理事長あてに提出した社員の数を加算する。）、この出席社員の議決権の過半数をもって、これを決する。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 重要な財産の処分
- (6) その他法令で定められた事項

(議決権)

第18条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、総会で選出する。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録により保存する。

2. 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名または記名押印しなければならない。

第4章 役員

(員数)

第21条 当法人には理事3名以上20名以内を置く。また、監事は2名以上3名以内を置く。

(資格)

第22条 当法人の理事及び監事は、当法人の社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない

2. 理事のうち1名を理事長、3名以内を副理事長、2名を専務理事、10名以内を常任理事とすることができる。
3. 前項の理事長をもって、一般法人法上の代表理事とし、副理事長、専務理事及び常任理事を一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。理事長は、当法人を代表し、法人の業務を統括する。理事長が専決できる日常の軽易な業務は以下の通りとする。
 - (1) 職員の日常の労働管理・福利厚生に関すること
 - (2) 予算上の予備費支出
 - (3) 事業所への入会希望者の承認

(役員を選任)

第23条 理事および監事は、社員総会の決議によって選任する。

2. 理事長および業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2. 監事の任期は、理事と同様とし、再任を妨げない。
3. 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4. 理事または監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任に

より退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事および監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(理事及び監事の報酬)

第26条 理事及び監事に対して、それぞれ社員総会において定める総額の範囲内で、報酬を支給することができる。

2. 役員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、理事会の規則で定める。

(取引の制限)

第27条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己または第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己または第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における当法人と
その理事との利益が相反する取引

2. 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(名誉理事長及び相談役)

第28条 当法人に名誉理事長及び若干名の相談役を置くことができる。

2. 名誉理事長及び相談役は、理事会において選任する。
3. 名誉理事長及び相談役は、理事長の諮問にこたえ、当法人の運営に助言し、関係する会議
に出席して意見を述べることができる。
4. 名誉理事長及び相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支
払いをすることができる。

第5章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長、専務理事および常任理事の選定および解職

- (4) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (5) 施設長および正規指導員の任免
- (6) 新たな事業の経営または委託
- (7) 金銭の借入および借入金の償還計画の変更
- (8) 施設用財産に関する契約、その他必要な契約

2. 理事会は、次に掲げる事項、その他の重要な業務執行の決定を、総会に委ねる。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な職員の選任及び解任
- (4) 従たる事務所、その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他この法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備

(開催)

第31条 理事会は、定例会および臨時会とする。定例理事会は、年3回開催する。

2. 臨時会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めた場合
- (2) 理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合

(招集)

第32条 理事会は、理事長が開催日の5日前までに、招集を発信しなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合において、理事長が必要を認めて招集するときは、この限りでない。

2. 前条第2項第1号もしくは第2号の請求があった場合は、理事長は速やかに会議を招集しなければならない。

3. 理事長が欠けたときまたは理事長に事故があるときは、予め定めた順序による理事が理事会を招集する。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第34条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした時は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第35条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合

においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、すべての理事は、4か月毎に1回の割合で、年2回以上自己の職務の執行につき理事会に報告をしなければならない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、理事長及び監事、出席した理事のうち議事録署名人が記名押印する。

第6章 事務局

(設置等)

第37条 当法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2. 事務局には、事務局長及び所要の専務理事および施設長を置く。
3. 事務局長は、理事会の決議を経て、理事長が任免する。
4. 事務局の運営に関し、必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 当法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金
- (3) 会費
- (4) 寄付金品
- (5) 財産から生じる収入
- (6) 事業に伴う収入
- (7) その他の収入

(経費の支弁)

第39条 当法人の経費は、財産をもって支弁する。

(資産の管理)

第40条 当法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

(事業年度)

第41条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会計の原則)

第42条 当法人は、第3条に掲げる事業の内容に応じ、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従い処理するものとする。

(事業計画および収支予算)

第43条 当法人の事業計画書、収支予算書については、理事長が作成し、総会の承認を受けなければならない。

2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告および決算)

第44条 当法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号および第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表および損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2. 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(1) 監査報告

第8章 基金

(基金の募集)

第45条 当法人は、社員総会で定める規則により、社員または第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出に関する募集をすることができる。尚、基金の募集、割当て及び払い込み等の手続については、理事会の決議を得て、別に定める『基金取扱規程』によるものとする。

(基金の取扱い)

第46条 当法人に基金を拠出した引受人は、当法人が解散した場合を除き、拠出した基金の返還を受けることが出来ない。

(基金返還の手続き)

第47条 基金の返還の手続は、規則で定める。返還する基金の総額については、定時社員総会により定める。但し、利息は付さない。

第9章 委員会

(委員会)

第48条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、委員会を

設置することができる。

2. 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから理事会が選任する。
3. 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 定款の変更、合併および解散

(定款の変更)

第49条 この定款は、総会において総社員の半数以上であって、総社員の3分の2以上にあたる多数の決議により変更することができる。

2. 当法人が公益認定法の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届けなければならない。

(解散)

第50条 当法人は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数の決議、その他法令で定められた事由により解散する。

(合併)

第51条 当法人は、総会において総社員の半数以上であって、総社員の3分の2以上にあたる多数の決議により他の法人との合併を行うことができる。

(残余財産の帰属)

第52条 当法人が清算をする場合の残余財産は、社員総会の決議を経て、次に掲げるものに贈与するものとする。

- 一. 国もしくは江東区
 - 二. 当法人と類似の目的を有する公益法人
2. 当法人は、残余財産の分配を行うことができない。

第11章 附 則

(剰余金の分配の禁止)

第53条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(最初の事業年度等)

第54条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人成立の日から平成25年3月31日までとする。

2. 当法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、設立時社員の過半数の議決により決定する。
3. 当法人の設立時の主たる事務所の所在場所は、設立時社員の過半数の議決により決定する。
4. 当法人の設立当初の年会費および登録料は、次に掲げる額とする。

正会員3,000円 賛助会費 2,000円/1口

5. この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。
6. この定款に規定のない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

